

農福連携をめぐる情勢

令和8年10月

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課

農福連携の現状

- 農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組。さらに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者の就労・社会参画支援や、犯罪をした者等の立ち直り支援にも拡大。
- 様々な種類の作物が生産・加工・販売され、多様な作業が必要となる農業現場では、個々の特性に合った作業との出会いによって、障害者等も農業の貴重な働き手となるとともに、工賃の向上等を通じた生活の質の向上も実現。

「農」と福祉(障害者)の連携(=農福連携)

【農業・農村の課題】

- ・農業労働力の確保
基幹的農業従事者は
〔20年間で224万人から
103万人へと54%減少(※1)〕
- ・荒廃農地の解消 等
〔再生利用可能な荒廃農地
は全国で約10万ha(※2)〕

【福祉(障害者)の課題】

- ・障害者等の就労先の確保
障害者約1153万人(※3)
うち民間企業(従業員40.0人以上の
企業)及び公的機関等での雇用
は約80万人(※4)
- ・工賃の引き上げ 等

【農福連携の推進】事例①②

障害者が持てる能力を発揮し、農業生産活動に参画



【「福」の広がりへの支援】事例③

障害者以外の社会的に支援が必要な人たちも
農業に就労し地域社会を構成

農福連携等

①農業経営体が障害者を雇用 京丸園(株)(静岡県浜松市)

- 平成8年から毎年1名以上の障害者を新規雇用。従業員約110名のうち、障害者は30名
- 障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大
- 障害者雇用数に比例し、売上増加(30年間で約10倍に拡大) ※R8.3時点



誰でも正確な作業ができるよう器具を工夫

②障害者就労施設が農業参入 社会福祉法人ゆずりは会菜の花(群馬県前橋市)

- 施設を利用する障害者約20名以上が全員、年間を通じて農作業に従事
- 認定農業者として、地域農業の重要な担い手に
- 月の平均工賃は、県平均の約4倍を実現 ※R8.3時点



個々の特性に合う作業を割り当て

③多様な人材が農業で活躍 社会福祉法人白鳩会(鹿児島県南大隅町)

- 過疎化が急速に進む地域において、事務所出所者等も含めた多様な人材が、個々の特性に合わせて、農業生産、加工・販売、レストラン等の業務に従事
- 地域の高齢農家から農地を引き受け、耕作面積は約30haを維持 ※R8.3時点



茶の収穫機操縦を障害者が実施

※1出典:農林水産省「農林業センサス」(2025年,2005年)

※2出典:農林水産省「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」(令和6年度)

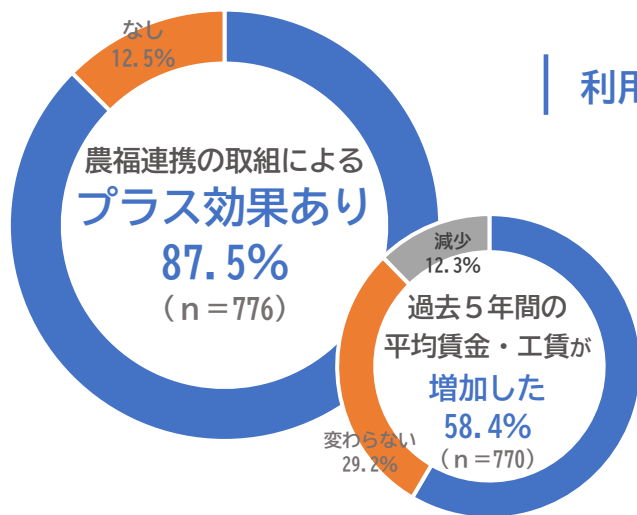
※3出典:内閣府「令和7年度版障害者白書」(身体障害者423万人、知的障害者126万8千人、精神障害者603万人の合計(概数))

※4出典:厚生労働省「令和7年 障害者雇用状況の集計結果」(民間企業、公的機関、独立行政法人等における雇用障害者数の合計)

農福連携の効果と課題

○農業側、福祉側ともに、農福連携によりプラスの効果のあることを実感。

1. 福祉サービス事業所の回答



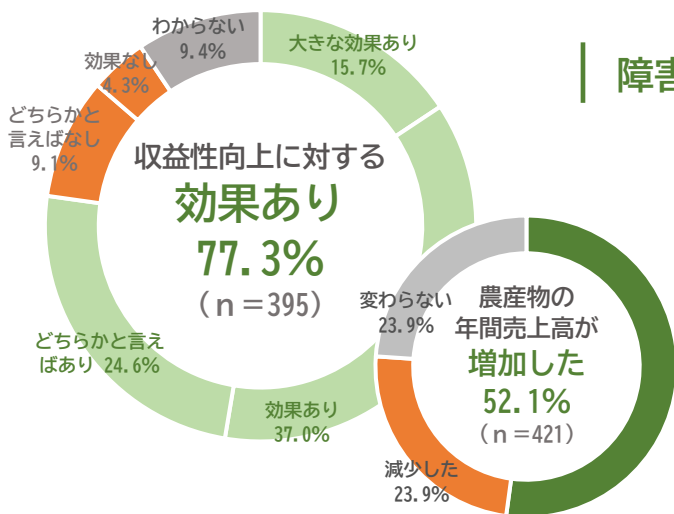
利用者へのプラス効果

- ・ 80.5%が「体力がついて長い時間働けるようになった」と回答(n = 549)
- ・ 58.3%が「表情が明るくなった」と回答(n = 655)
- ・ 46.5%が「コミュニケーション力が高まった」と回答(n = 649)

農福連携を進める上での課題 (n = 808)

販路の確保	49.6
障がい者等の適性に応じた作業の創出	48.5
農産物等の安定生産	46.9
農作業中のトイレの確保	43.9
通年で農作業等の創出	43.9
農業技術の習得	41.3

2. 農業経営体の回答



障害者等を受け入れることの効果 (n = 424)

- ・ 56.4%が「障害者等が貴重な戦力となった」と認識
- ・ 55.7%が「労働力確保で営業等の時間が増加」と認識
- ・ 31.6%が「品質の向上や収量の増加につながった」と認識

障害者等を受け入れる上での課題 (n = 422)

労働時間と農作業の調整等、スケジュールの調整	44.3
通年で働いてもらうための作業の創出	42.4
農作業の手順や技術を教えること	41.5
ほ場でのトイレ・休憩所の確保	37.2
農作業中の障がい者等の健康・安全管理	36.0
コミュニケーション	32.9

農福連携の歩み

～H18
(2006)

先進的な農業経営体や福祉事業者による農業分野での障害者就労

- 先進的な農業経営体や福祉事業者により、農業分野での障害者就労の取組が始まる。
(社) 白鳩会が農業生産法人「根占生産組合」を設立〔S53〕、(株) 京丸園が障害者雇用を開始〔H8〕、(有) 岡山県農商が障害者雇用を開始〔H11〕ほか。

H19
(2007)

農業分野での障害者雇用の推進

- 新たな「重点施策実施5か年計画」(H19.2障害者施策推進本部決定) …農業法人等への障害者雇用の推進

H23
(2011)

農業と他分野との関わりに対する支援を開始

- 農林水産省の交付金事業において、農業・農村を医療や介護の場として活用する取組を支援。

H28
(2016)

「農福連携」の推進

- 「ニッポン一億総活躍プラン」(H28.6閣議決定) …障害者の心身にプラスの効果がある農福連携を推進
- 「経済財政運営と改革の基本方針」(H30.6閣議決定) …農福連携を含めた就労・社会生活を促進
- 「未来投資戦略2018(成長戦略)」(H30.6閣議決定) …農福連携により高齢者、障害者、生活困窮者の就労を進める
- 新たなJAS(特色JAS)の1つとして、「ノウフクJAS」が定められた(H31.3)。

H30
(2018)

「農福連携等推進ビジョン」決定

- 農福連携を強力に推進するため、内閣官房長官を議長とし、関係各省及び有識者からなる農福連携等推進会議において、「農福連携等推進ビジョン」を決定(R元.6)。関係省庁とともに実施する今後の取組が位置付けられた。

R元
(2019)

食料・農業・農村基本法の改正

- 令和6年6月5日に公布・施行された改正食料・農業・農村基本法において、新たに第46条に農福連携の推進が位置づけられた。

R6
(2024)

「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」決定

- 地域ごとの課題への対応や認知度の更なる向上等に向けて、農福連携等推進会議において、「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(R6.6)を決定。「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指し、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省の連携により、取組をさらに深めていくこととされた。

「ノウフクの日」(11月29日)制定

- 首相官邸で「ノウフクの日」制定記念交流会を開催。



農場全景(白鳩会より)



ミニトマトの収穫作業(岡山県農商より)



ノウフクJAS



農福連携等推進会議



「ノウフクの日」制定記念交流会

国の計画に「農福連携」という言葉が用いられた。

「ノウフク」JAS認証第1号

農福連携等推進会議

- 農福連携等について全国的な機運醸成を図り強力に推進していくため、平成31年4月に官房長官を議長とする省庁横断の「農福連携等推進会議」を設置。
- 第3回会議(令和6年6月5日)において、農福連携等の更なる推進に向けた「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」を決定。第4回会議(令和7年6月26日)においては、現場の実践者から、地域協議会やひきこもりの状態にある者の農業での就労支援など、新ビジョンの先行事例をヒアリングし、今後の推進方策について意見交換。

構成員

議長	内閣官房長官
副議長	厚生労働大臣 農林水産大臣
構成員	内閣官房副長官(衆) 内閣官房副長官(参) 内閣官房副長官(事務) 内閣官房副長官補(内政担当) 内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付) 法務省矯正局長 法務省保護局長 文部科学省初等中等教育局長 厚生労働省職業安定局長 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 農林水産省農村振興局長

以上に加え、有識者も参画

林官房長官発言（令和6年6月5日）

農福連携は、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。また、**全ての人々が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会**の実現に資する取組です。



本日改定いたしました『農福連携等推進ビジョン』に基づきまして、**地域で広げる、未来に広げる、絆を広げる**、を新たなスローガンとして、政府一体となって、厚生労働省、農林水産省が中心となり、法務省、文部科学省と共に、農福連携を一層推進してまいります。

新しいK P I（重要業績評価指標）として、2030年度までに、農福連携等の取組主体数を12,000以上にする等を目標に掲げ、その実現に向けて、地域の関係者が連携して取り組めるように、市町村も参加する地域協議会を拡大してまいります。

官民を挙げて農福連携等に取り組んでいくため、国民の皆様にも御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。

I 農福連携等が実現を図る社会

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組

農福連携の更なる推進には、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に加えて、地域ごとの状況(農繁閑期の農業と福祉の需給ギャップ等)に応じたマッチング等の現場で生じている課題に的確に対応していく必要

地域に生きる一人ひとりの社会参画を図るため、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、また、林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要

農福連携等を通じて、全ての人が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に貢献

改正食料・農業・農村基本法に農福連携が位置づけられたことも踏まえ、本ビジョンに掲げられた取組を官民挙げて実践

II 農福連携等の意義

1 社会的に支援が必要な者にとっての意義

- ・個々の特性に合った農作業により、賃金・工資の向上、職業能力の開発・向上等も期待でき、社会的に支援が必要な者の就労・社会参画支援や立ち直り支援に貢献
- ・コロナ禍を通じて、孤独・孤立や生活困窮の問題に直面する者の存在が浮き彫りとなる中で、地域全体で働きづらさや生きづらさを感じている者を支援することが必要

2 農業経営体等と農村にとっての意義

- ・今後、農村地域で人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中で、多様な人々の活躍を通じた地域農業の振興や地域共同活動の継続が重要
- ・農作業の見える化・標準化や働き手の確保による農業経営へのプラス効果が期待

3 企業や消費者にとっての意義

- ・農福連携等の商品の販売・消費等を通じた企業価値の向上や新たな需要の創出

III 農福連携等の現状と課題

①認知度の向上②取組のきっかけと定着③取組の拡大と成長の分野ごとに取り組んできたが、以下の課題への対応が必要

- ・農福連携等に関する地域ごとの課題を地域内で共有・相談・解決できる場の創出
- ・障害者等が働きやすいソフト・ハードの環境整備
- ・農業の担い手や新規就農者の農福連携等に取り組む意欲の喚起
- ・企業、消費者などターゲット別のプロモーション
- ・地域内外の多様な連携により、販路の開拓や付加価値の向上
- ・地方公共団体、農業団体、福祉団体、経済団体等の協力促進

IV 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

※ 令和12(2030)年度までの目標

農福連携等に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標とする※

1 地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

○ 地域単位での仕組みづくり

- ・都道府県段階での農業と福祉のマッチングを支援
- ・関係省庁が連携して、地域協議会や伴走型コーディネーターによる支援などの活動を通じて、地域単位での農福連携の推進体制づくりを後押し

○ 障害者等が働きやすい環境の整備

- ・生産施設等の整備、障害者等の農業技術の習得等を支援
- ・農業法人等への障害者の就職等の推進と実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートするスマート農業技術等の活用

○ 地域における多様な連携の推進や専門人材の育成と活躍の場の確保

- ・ノウフクJASの認証取得を推進
- ・障害者就労施設等と企業との連携によるノウフク商品のブランド化
- ・福祉事業所や障害者等の地域共同活動への参画促進に向けた事例収集・横展開
- ・マッチングを行うコーディネーターや農福連携技術支援者等の育成と活動支援

2 未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

○ 農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成

- ・農業の担い手に対するセミナー等を通じて、農福連携等の意義や効果を普及
- ・特別支援学校における実技・実習に農業者が協力・支援を行うよう働きかけ

○ 新たな価値の発信とユニバーサルな取組への進化

- ・11月29日を「ノウフクの日」に設定し、関係団体・企業等が連携した普及啓発を推進
- ・農福連携等応援コンソーシアム会員が連携して商品開発等を行う仕組みを構築
- ・エシカル消費に関心のある若年層向けにSNS等による情報発信

3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

○ ユニバーサル農園※の普及・拡大

※ 世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る農園

- ・ユニバーサル農園の事例やノウハウを取りまとめて普及
- ・農業での就労を目的としたユニバーサル農園の開設や施設等の整備を支援

○ 社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進

- ・ハローワーク等の関係機関が連携し、農業分野での障害者等の雇用を促進
- ・犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進

○ 林福連携・水福連携の推進

- ・林業及び水産業において、傾斜地、海上等の特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)に基づく施策の推進方向について

- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。



詳しくは
こちらを
ご覧ください

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

未来に広げる

絆を広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成
- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開
- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

● 地域協議会の体制イメージ

都道府県振興局、市町村、農業・福祉関係者、教育機関等が参画

● 地域協議会で想定される取組

- ・ 農業と福祉のネットワークづくり (交流会、体験会等)
- ・ 地域内の農福連携のルールづくり (作業単価の設定等)
- ・ マッチングや農業実習の受入れ
- ・ 事業者間で共同した販路開拓 等



恵庭市農福連携ネットワーク(北海道)



大隅半島ノウフクコンソーシアム
(鹿児島県)

● ユニバーサル農園とは

世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、農業体験活動を通じて多様な社会的課題の解決につながる場



NPO法人土と風の舎
こえどファーム(埼玉県)

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI

2030年度末までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする

ユニバーサル農園について

- 「ユニバーサル農園」は、子どもから高齢者までの世代や障害の有無を超えた多様な者を対象として、農業体験活動を通じた交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、多様な社会的課題の解決につながる場。

※「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」より

ユニバーサル農園が目指すもの

対象者

- 障害者
- 生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者
- 子どもから高齢者まで



取組事例

○ 市民農園をユニバーサル農園として利用※

※市民農園のより多様な者の利用を促すため、地域の高齢者や障害者が優先的に利用できる区画を設けることが可能

- 農業、福祉、教育等の様々な関係者が連携して、就労支援、健康づくり、介護予防、メンタルケア等を実施
- 高齢者が農作業等を通じて、運動機能低下、閉じこもり等の予防を図るなど、地域で交流し生き生きと活動できる場づくりを提供
- 生活困窮者に対して、農業等を知る機会を提供するとともに、農業法人等で就労等に向けた就労訓練を実施
- 障害者の生涯にわたる学びの場として、農業体験等を実施

多様な社会的課題の解決

- ◎障害者等の雇用・就労に向けた機会の提供又は高齢者の生きがいの創出等を目的に実施する場合には、農山漁村振興交付金において、生産施設、休憩所、トイレ等の整備等への支援が可能

取組事例

杉並区農福連携農園「すぎのこ農園」(東京都杉並区)

- 令和3年に開設。区画の一部が地域の障害者施設や保育園等の団体向けに貸し出され、障害者等の生きがい創出や健康増進、自然体験などに活用
- 農園内には、車いすも通れる広い通路やレイズドベッド※を設けるなど、バリアフリーにも配慮 ※高床式の花壇
- 地域の障害者施設等と連携したマルシェの定期開催等により、障害者施設の利用者が社会参画する機会を創出



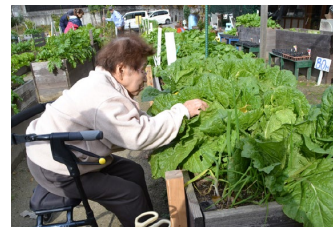
障害者による収穫体験の様子

※R7.3時点



NPO法人たかつき(大阪府高槻市)

- 平成19年に、デイサービスセンターを開所。隣接する農地を活用して、高齢者の健康維持や生きがいづくりを目的に園芸療法として農作業を実施
- レイズドベッドを活用し、利用者個人の区画を導入することで、利用者が主体的に農作業に取り組むことができ、身体機能の低下予防に貢献
- 地域の小学生向けの農作業体験を実施し、利用者と子どもたちとの交流を促すことで生きがいづくりに寄与



レイズドベッドを活用し農作業を実施

※R8.3時点

農政における農福連携等の位置づけ

○ 改正食料・農業・農村基本法(令和6年6月5日公布・施行)でも農福連携の推進が新たに位置づけられるなど、農林水産省としても、引き続き、農福連携等の推進に力を入れることとしている。

○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)(抄)

(障害者等の農業に関する活動の環境整備)

第46条 国は、**障害者その他の社会生活上支援を必要とする者**の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて**農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策を講ずるものとする。**

○食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)(抄)

V 農村の振興

2 農村における所得の向上と雇用の創出(経済面)

(3)農福連携の推進

農福連携については、農業経営の発展とともに、障害者の社会参画を実現する取組であり、取組主体数は大きく増加している。今後、農村の人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中、障害者等が貴重な農業人材として活躍できるよう、取組の更なる拡大に向けた仕組みづくりと認知度の向上、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の社会参画とこれを通じた地域農業の振興が重要である。

このため、農業法人、社会福祉法人等による**障害者等の就労支援**、農福連携に関する**専門人材の育成**、**障害者等が働きやすい生産施設**、**障害に配慮したトイレや休憩施設**、**バリアフリー化の整備**などの支援を行う。また、市町村、農業や福祉の関係者等が参画し、農業経営体と障害者就労施設のマッチング等を行う**地域協議会の拡大**、**ノウフクの日(11月29日)**等による**企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進**、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る**ユニバーサル農園の普及・拡大等を推進**する。

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)におけるKPIについて

- 令和6年6月決定の「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」では、
(1)農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに12,000以上
(2)地域協議会に参加する市町村数を200以上
とする目標を新たに設定。
- 令和7年度末時点において把握した農福連携等に取り組む主体数は、**8,949**件。
地域協議会に参加する市町村数は**158**。

(1)農福連携等に取り組む主体数

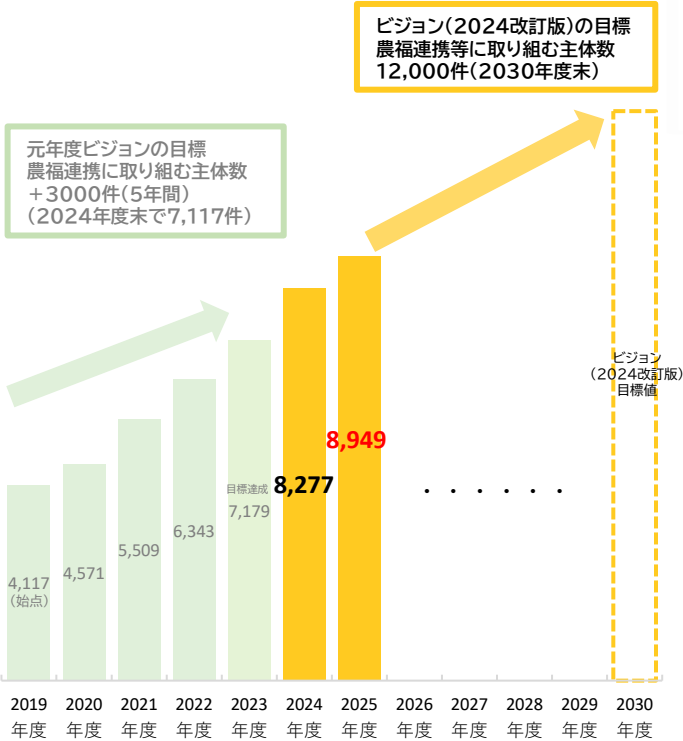
令和7年度末時点において把握した農福連携等の取組主体数
総計 ①+②+③=**8,949**件

①農林水産業経営体等の取組主体数 **4,140**
(農林水産業経営体*1・JA*1)
農林水産省・林野庁・水産庁・都道府県・JA全中・JA全農調べ

②障害者就労施設等の取組主体数 **4,410**
(障害者就労施設(A型・B型)*2・特例子会社等*1)
厚生労働省・都道府県・農林水産政策研究所調べ

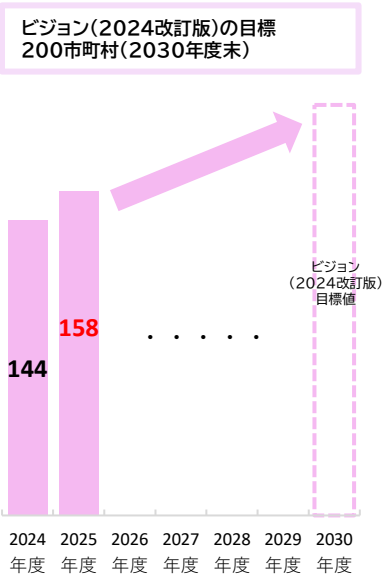
③ユニバーサル農園等の取組主体数 **399**
(ユニバーサル農園*1・高齢者施設*1・矯正施設*1・更生保護施設等*1・特別支援学校*3)
法務省・文部科学省・農林水産省・都道府県調べ

*1 令和7年度において取り組んでいた数
*2 令和6年度において取り組んでいた数
*3 令和5年度において取り組んでいた数



(2)地域協議会に参加する市町村数

地域協議会に参加する市町村数 **158**
農林水産省・都道府県調べ
令和7年度において参加していた数



農福連携の取組ステージに応じた支援

知りたい

■農福連携に関する情報発信



農福連携専用HPノウフクWEB

農福連携等 事例集 (令和7年度版)

全国における取組事例集



農福連携の早わかり動画



農福連携に取り組む
障害者の生の声

■マニュアル・ガイドブック

農福連携の取組手順や各省の支援策を紹介



農福連携ガイドブック



スタートアップマニュアル

■優良事例の選定・横展開

ノウフク・アワードの表彰



始めたい・深めたい

■ワンストップ窓口の設置

農福連携の専用窓口を各道府県に設置

■障害者等が働きやすい環境整備への支援

生産・加工施設、休憩所、トイレ等の整備への支援
【上限1000万円×1年間、1/2補助】

生産・加工技術の研修等への支援
【上限150万円×2年間、定額補助】

■専門人材の育成

障害特性に応じた農福連携の実践手法等に関する「農福連携技術支援者研修」の実施

■ノウフクJASの認証

障害者が生産行程に携わった食品等を第三者機関が認証

■企業版・地域協議会・ユニバーサル農園

取組事例やポイントを紹介



企業版 農福連携
取組事例集



地域協議会の
立ち上げに向けて



ユニバーサル農園
事例集

広げたい

■農福連携等応援コンソーシアム

国、地方公共団体、関係団体、経済団体等の632の団体・企業が参画(令和8年7月末時点)
★会員募集中！

■消費者・企業等への普及・啓発



- ・ノウフクの日及びその周辺期間における全国でのイベントの実施
- ・都道府県と連携した農福連携マルシェの実施
- ・農福連携の商品の商談会の開催

■地域協議会の設立等への支援

地域における農福連携の推進に向けた活動を支援
【上限300万円×2年間】
【定額補助】

農林水産省HP

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/index.html>

農福連携に関する
施策や情報を掲載



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

令和8年度予算額
7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数
〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

＜対策のポイント＞

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、全国的な展開に向けた取組、都道府県による**専門人材育成の取組**等を支援します。

＜事業目標＞

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

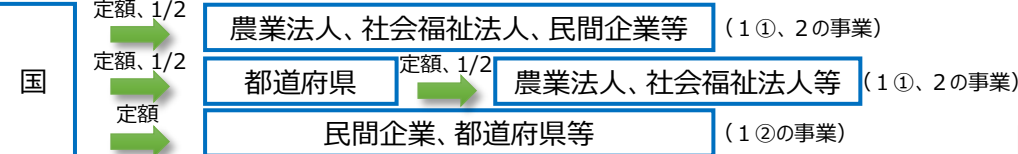
1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

- ① 農福連携支援事業
 - ア 農福連携の取組
障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、移動式トイレの導入等を支援します。
【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円）、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】
 - イ 地域協議会の設立及び体制整備（**構成員に市町村を含むこと**）
地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。
【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】
- ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業
農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組**等を支援します。
【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設のほか、**ユニバーサル農園施設**、安全・衛生面に係る**附帯施設等の整備**を支援します。
【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

農産加工の実践研修 養殖籠補修技術の習得 ユニバーサル農園の開設 地域協議会の設立及び体制整備

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

普及啓発 専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

農業生産施設(水耕栽培ハウス) 養殖施設 処理加工施設 園地、園路整備 休憩所、トイレの整備

地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

農福連携の推進

【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・医療法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・地域協議会
（地域協議会の構成員に市町村を含むこと）
- ・民間企業 ほか



注）個人に対する
助成はできません

- ・課題の把握
- ・事例の蓄積
- ・専門人材による助言

都道府県

○農福連携に取り組もうとする農業法人等へ障害者等の職場定着を支援する専門人材を育成・派遣等

○このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進

< 整備事業（ハード） >

○農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、高齢者の生きがいづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援

事業実施期間：基本1年間

交付率等：1/2

上限：高度経営（1,000万円）、簡易整備（200万円）、介護・機能維持（400万円）、経営支援（2,500万円）

【整備事業の主な要件】

- ・原則、農福連携支援事業のうち農福連携の取組と併せて行うこと。ただし、条件を満たす場合には整備事業単独での実施が可能
- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者（就労に向けた支援計画策定者）、高齢者（要介護認定者）、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者（以下「障害者等」という。）を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること
- ・農林水産物加工販売施設（機械の導入を含む。）に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること

< 農福連携支援事業のうち農福連携の取組（ソフト） >

○技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、農業分野への就業を希望する障害者等に対し、農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援

- ・専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ・ユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等
- ・分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

注）雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費に対する助成はできません

※条件を満たす場合には農福連携支援事業単独での実施が可能

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間
＋自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限300万円/年標準額150万円

※整備事業を経営支援で取り組む場合は、上限600万円/年標準額300万円

※作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度にその費用として40万円加算可能

【農福連携支援事業のうち農福連携の取組のみ利用する場合の主な要件】

- ・農林水産分野の作業に携わる障害者等を事業実施3年目までに3名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること

< 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備（ソフト） >

○地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援

※事業実施主体は地域協議会のみ

事業実施期間：3年間

（支援期間：最大2年間
＋自主取組：1年間）

交付率等：定額

上限600万円/年標準額300万円

【地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合の要件】

- ・事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
- ・事業実施3年目までに地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

< 都道府県専門人材育成支援事業（ソフト） >

○農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場において障害者等の特性を踏まえた技術支援を行う農福連携技術支援者※の育成・派遣等に必要な経費を支援

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

※ 事業実施主体は都道府県のみ

事業実施期間：1年間

交付率等：定額

上限：500万円/年

農福連携技術支援者の育成

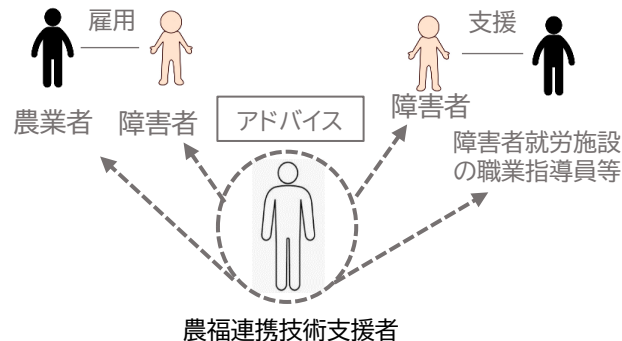
- 令和2年度から、「**農福連携技術支援者育成研修**」を**全国共通の枠組み**として実施。
- 本研修は、農林水産省が農林水産研修所つくば館水戸ほ場で実施するほか、研修プログラムを農林水産省が策定した**基準プログラム**に準拠させることで、**都道府県が実施**することも可能。
- 農林水産省は、全ての研修課程を受講し、必要な知識と技術を身につけたと認められる者を研修修了者として認定。認定された者は、「**農福連携技術支援者(農林水産省認定)**」として、現場において障害者等に実践する手法を支援。
- 令和7年度末までに**全国で1,195名を認定**。

1. 育成する人材

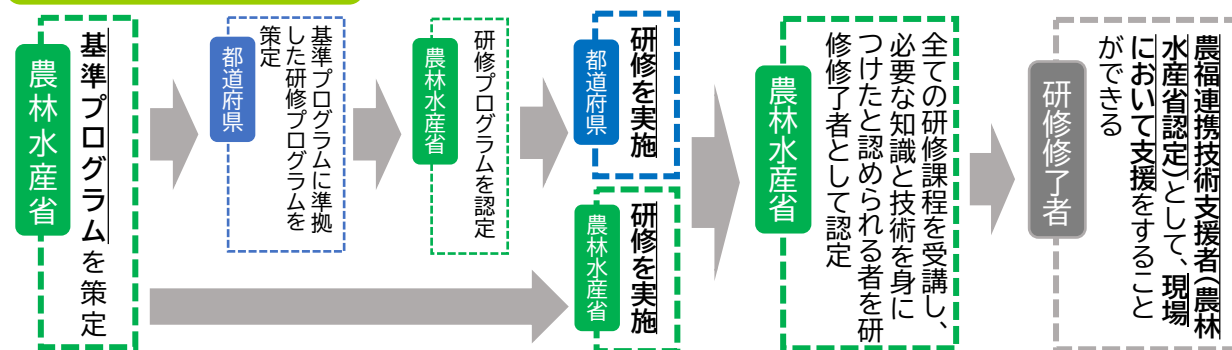
農福連携技術支援者

農業者、障害福祉サービス事業所の支援員、障害者本人の3者に対し、農福連携を実践するための具体的な手法をアドバイスする人材。

- ① 農業者(障害特性の理解や障害者への接し方の助言等)
- ② 障害福祉サービス事業所の支援員(農業技術や栽培管理方法の助言等)
- ③ 障害者本人(作業手順、栽培特性及び障害特性を踏まえた留意事項の助言等)



2. 育成の枠組み



3. 基準プログラム

研修形式と期間

- (1) 座学講義3日間程度
- (2) 演習・実地研修4日間程度
- (3) 修了試験(農林水産省が作成)

カリキュラム

- ・障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み
- ・障害特性と職業的課題の基礎
- ・障害特性に対応した農作業支援技法
- ・農業者による農福連携の経営実務
- ・農作業における作業細分化・難易度評価の技法など

4. 研修の受講者

受講対象者

農業・福祉等の関係者を幅広く想定

受講定員

各回につき20名程度

農福連携等応援コンソーシアム

- 国、地方公共団体、関係団体等のもとより、経済界や消費者、更には学識経験者等の様々な関係者を巻き込んだ国民的運動として農福連携等を展開していくため、令和2年3月、各界の関係者が参加し、「農福連携等応援コンソーシアム」を設立。
- 令和8年7月現在、632の団体・企業が参画。
- 企業による取組を推進するため、令和7年8月、専門部会として「農福連携等企業部会」を設置。

主な参画団体

会長

- ・皆川芳嗣
(一社)日本農福連携協会会長理事)

経済団体

- ・日本経済団体連合会
- ・日本商工会議所 等

農林水産業団体

- ・全国農業協同組合中央会
- ・全国農業協同組合連合会 等

福祉団体

- ・全国社会就労センター協議会
- ・日本知的障害者福祉協会 等

その他の団体

- ・更生支援事業団
- ・全国特別支援教育推進連盟 等

関係省庁

- ・法務省 ・文部科学省
- ・厚生労働省 ・農林水産省

地方自治体

- ・農福連携全国都道府県ネットワーク
- ・全国市長会 ・全国町村会 等

有識者

民間企業（賛助会員）

優良事例の表彰・横展開 情報発信

- ・ノウフク・アワード等の選定
- ・優良事例やノウフクJASの紹介



会員等の連携・交流、 課題解決に向けた取組

- ・販路拡大のための商談会
- ・農福連携商品の販売情報の集約・公表



普及・啓発イベントの実施

- ・コンソーシアム総会の開催
- ・ノウフクの日関連イベントの開催



専門部会 農福連携等企業部会

- ・企業向け農福連携の普及・啓発
- ・農福連携を実践する企業間の交流の促進



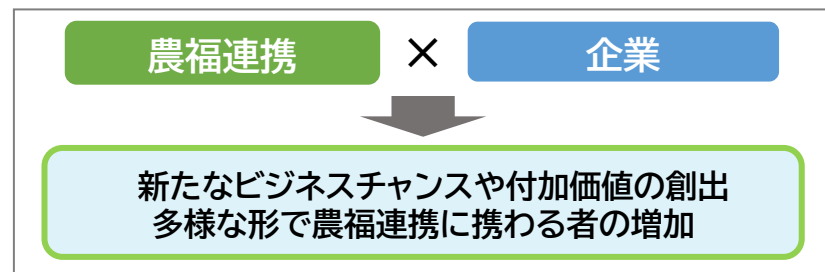
農福連携等企業部会の設置

- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」の新たなスローガンの1つである「未来に広げる」の下で、新たな価値の発信として「農福連携等への企業の参画を促し、多様なアイデア、技術、人を結び付けていくことにより、新たなビジネスチャンスや付加価値を創出するとともに、多様な形で農福連携等に携わる者が増加していくよう、取組を推進する」とされた。
- こうした状況等を踏まえ、企業による農福連携等の取組を推進するため、令和7年8月、農福連携等応援コンソーシアムの専門部会として、「農福連携等企業部会」を設置。

農福連携等企業部会

〔基本方針〕

特例子会社等で自ら農福連携等に取り組んでいる企業間のネットワークづくりや、農福連携等への新規参入に関心のある企業に対する情報発信・支援等を行うことにより、企業による農福連携等の取組を推進していく。



具体的な活動内容

- (1) 農福連携等の取組推進に向けた企業に対する各種調査
- (2) 農福連携等を普及・啓発するための企業向けイベントの開催
- (3) 農福連携等に取り組む企業間の連携・交流の促進
- (4) 農福連携等に関する情報提供 等

企業による農福連携の取組拡大を通じた
地域共生社会の実現

令和7年度の主な取組実績

企業に対するアンケート調査の実施

- 目的:
企業における農福連携の取組の現状や課題等を把握し、農福連携等企業部会の今後の活動方針を検討するため。
- 実施主体:一般社団法人 日本農福連携協会
(R7農福連携等企業部会事務局)
- 実施期間:令和7年8月8日～9月5日までの間
- 実施対象:農福連携の取組有無問わず、幅広い企業
- 回答:上記趣旨に賛同の企業等(計159社)

アンケート調査結果はこちらから→



「企業×農福連携」シンポジウム ～一緒に農福連携始めませんか～の開催

令和7年10月23日(木) @3×3 Lab Future

農福連携に取り組む3企業による取組紹介、親会社や関係企業等とのトークセッション、相談会、交流会、農福連携商品の試食・試飲等を実施。

アーカイブ動画はこちらから→



ノウフク・アワードについて

- 全国で農福連携に取り組む団体等を募集し、農福連携の優れた取組をノウフク・アワードとして表彰。農福連携の国民運動としての機運を高め、**全国的な展開につなげる**ことを目的として開催。
- 令和2年度に初開催し、「みんなで耕そう！」をスローガンに、「人を耕す」「地域を耕す」「未来を耕す」の観点から優れた取組を表彰。これまでの6年間で、のべ131件(45都道府県)が受賞。
- ノウフク・アワード2025では、障害者の農業生産・加工・販売での活躍、企業等との連携や、スマート農業の導入などによる工賃向上、地域の高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の農業を通じた社会参画、林福連携、水福連携等の、**農福連携等を通じた地域共生社会の実現に資する多様な事例が受賞**。

取組概要

応募対象

全国で農福連携に取り組んでいる団体等

選定方法

「人を耕す」、「地域を耕す」、「未来を耕す」の観点から、優れた取組に対して以下の賞を授与
「グランプリ」、「準グランプリ」、「優秀賞」
「フレッシュ賞」(取組開始5年以内の優良な取組)
「チャレンジ賞」(「農」や「福」の広がりに向けた優良な取組)

審査委員

中嶋 康博* (日本栄養大学 教授)
濱田 健司 (東海大学 教授)
松森 果林 (聞こえる世界と聞こえない世界をつなぐユニバーサルデザインアドバイザー)
村木 厚子 (全国社会福祉協議会 会長)
米田 雅子 (宇都宮大学 理事)

*審査委員長

2025表彰式の開催



官房長官・4大臣による祝辞



農福連携の未来を耕すために、皆で手を取り合って明日を育てていきたい。



ノウフクアンバサダー
城島 茂 さん

「ノウフク・アワード2025」表彰21団体

グランプリ

①株式会社コトモファーム（愛知県犬山市）

・農福連携の取組により自社栽培したお米を活用し、バウムクーヘンなどの米粉スイーツを製造・販売。地域外企業との連携や、障害者が活躍する店舗の設置など、地域共生と多様性のある雇用創出を実現。

準グランプリ（人を耕す）

②社会福祉法人新友会 ひまわり畑（大分県大分市）

・提携企業と連携して、高菜の栽培から一次加工、二次加工までを実施。地域農家の農作業受託や農業生産法人への一般就労などを通じて、地域農業に貢献。

準グランプリ（地域を耕す）

③佐賀県

・県のコーディネーターを中心とした農業経営体と障害者就労施設のマッチング支援により、工賃向上や農地の維持、農業経営体の規模拡大に貢献。中間支援者のためのマニュアル作成など、「佐賀モデル」が全国へ波及。

準グランプリ（未来を耕す）

④ぽかぽかワークス（愛知県名古屋市中区）

・障害者、生活困窮者、ひきこもり、刑務所出所者等の多様な方で、農福連携×都市農業による米の付加価値向上を行う。また、ユニバーサル農園の開設により、多様な人材が参加・交流できる場を創出。

優秀賞

⑤特定非営利活動法人楽園プロジェクト（北海道札幌市）

・『戦力になる農福連携』をテーマに、24時間365日作業受託可能な体制で農作業チームを結成し、平均工賃9.5万円以上を実現。冬場には荒廃農地を利用して菌床椎茸栽培を行い、年間を通じた作業を創出。

⑥株式会社エール 多機能型事業所にじのいる（青森県板柳町）

・耕作放棄地を活用し、AIによる自動灌水・施肥システムで作業の効率化を図りながら、高品質な果物や野菜を生産。施設外就労による複数の地域農家との農福連携やノウフクJASの活用を通じて、高賃金を実現。

⑦埼玉県立川越総合高等学校（埼玉県川越市）

・特別支援学校と連携して地元狭山茶の栽培管理等や、地鶏の飼育から商品開発・販売までの6次産業化に取り組むことで双方の生徒の進路選択の幅を広げ、将来のキャリアを考えるきっかけ作りに貢献。

⑧株式会社ピーカブー（神奈川県三浦市）

・特例子会社に農作業を委託し、作業の細分化やスマート農業の導入により収益性と生産性が向上。より多様な人材が活躍できる環境が整備され、現在は外国人労働者と共に障害者が農作業で活躍。

優秀賞

⑨特定非営利活動法人にじのかけ橋（静岡県三島市）

・生産から販売まで障害者等が一貫して関わり、作業工程の効率化や6次産業化により収益性を確保し、工賃向上を実現。多様な人々が関わる仕組みづくりと地域内外の連携に取り組み、地域農業の維持・発展にも貢献。

⑩株式会社農楽里（福井県あわら市）

・AIやスマート農業を活用することで障害者の作業領域を大幅に拡大。水稻栽培や観光いちご農園等に取り組み、楽しく多様な農福連携を実現。

⑪社会医療法人みどり会 さんさんグリーン（大阪府枚方市）

・荒廃農地を活用し、京野菜や宇治抹茶の生産・加工・コミュニティカフェ運営を展開。ろう者を中心とした利用者の高工賃を実現するとともに、地域活性化に貢献。

フレッシュ賞

⑫社会福祉法人みんなの輪 あいあいファームわ・は・わ田尻ひなた農場（宮城県大崎市）

・事業所開所時に養豚場の一部業務を受託し、養豚業を開始。その後、廃業予定であった別の養豚業者から事業継承を受け、現在は母豚230頭、育成頭数2,200頭の一貫生産を実施し、地域の畜産業の維持に貢献。

⑬株式会社みずほライス（秋田県横手市）

・施設外就労等で障害者を受け入れ、AIを活用しながら工賃の向上を実践。ICT業界と農業界を繋ぐ農工福連携の実現を目指し、取組を実施。

⑭JX金属コーポレートサービス株式会社 内原ファーム（茨城県水戸市）

・JX金属株式会社の特例子会社。多様な方々が生き生きと働ける社会の実現を目指し、自前型・援農型両方の農福連携を実施。

⑮特定非営利活動法人笑福（三重県紀北町）

・様々な関係者と連携して農林水産業の多様な仕事を農福連携等で請け負い、年間を通して作業を確保。生きづらさや働きづらさを抱えた障害者や引きこもり、生活困窮者等の地域における居場所作りに貢献。

⑯福岡正信自然農園（愛媛県伊予市）

・障害者や生きづらさを抱える者等に対し、滞在型の自然農法による農作業を提供。地域との交流を図りながら多様な人が働く環境を創出し、定住や新規就農へと繋げる取組を実施。

チャレンジ賞

⑰多機能型就労継続支援事業所りべら（北海道札幌市）

・自然栽培農法による果樹や伝統野菜等の生産・加工・販売までを一貫して行い、すべての事業で障害者等が活躍。レストランを併設したワイナリーを開設し、年間10,000本のワイン・シードルを製造。

チャレンジ賞

⑱株式会社きりん きりんの里（青森県平川市）

・福祉と地域が連携し、希少な津軽漆の苗木生産から加工・販売まで一貫して行う取組により、障害者の就労、工賃向上、一般就労の機会創出とともに、持続可能な地域づくりと伝統文化の継承に寄与。

⑲株式会社風鈴（秋田県東成瀬村）

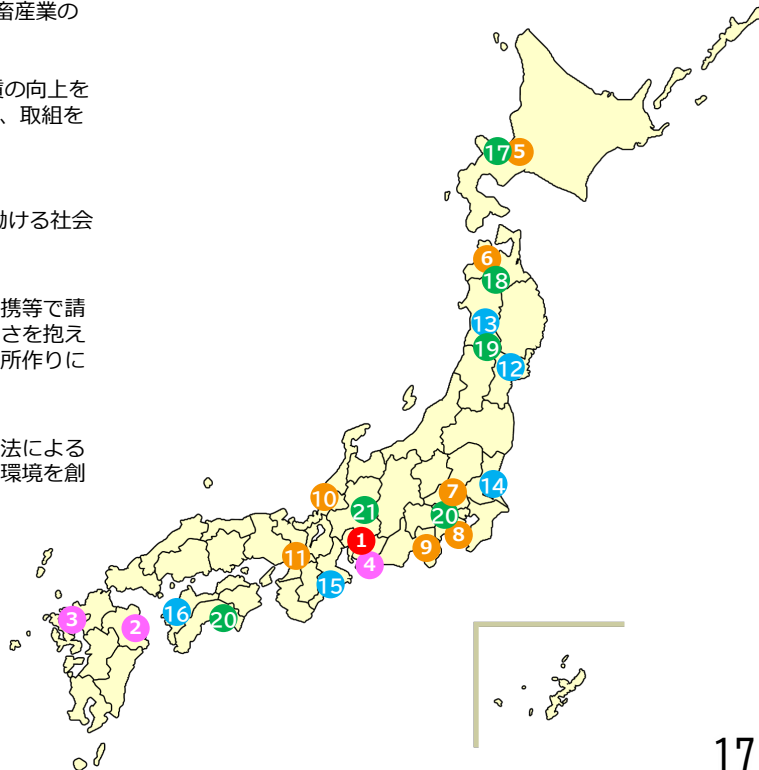
・高齢者施設において、機能訓練を兼ねた夏野菜栽培や天日干し米づくり、稲わら飾りの制作・販売を通じて、高齢者が最期まで生きがいをもちながら働ける場を実現。

⑳全国農業協同組合連合会 耕種資材部 施設園芸企画課・ゆめファーム全農こうち（東京都千代田区・高知県安芸市）

・大規模施設園芸における労働力確保のため、障害者就労施設と連携。周年栽培と作業のマニュアル化により誰でも働ける環境を構築し、安定労働と就業機会を拡大。

㉑株式会社マテリアル東海（岐阜県下呂市）

・施設外就労として、養蚕の全工程及びいちごハウス内業務を委託。有効資源の活用と伝統産業の復興による地域活性化を図るとともに、雇用の創出や給与・工賃の向上に繋げる取組を実施。



ノウフクJAS(障害者が生産行程に携わった食品及び観賞用の植物の日本農林規格)

- ノウフクJASは、障害者が生産行程に携わった生鮮食品、これを原材料とした加工食品、障害者が生産行程に携わった観賞用の植物を規格化したもの。
- ノウフクJASの商品は、エシカル消費(地域の活性化や雇用などを含む、人・社会、地域、環境に配慮した消費行動)に関心のある消費者への訴求が期待される。
- 2026年9月の改正により、ノウフク加工食品の原材料について、ノウフク生鮮食品に限定せず、ノウフク加工食品も使用可能になり、表示ルールも簡素化された。

2019年3月

ノウフク
JAS制定

2024年3月改正

適用範囲に
観賞用植物が追加

2026年9月改正

(1)使用可能な原材料の拡大

ノウフク加工食品の原材料について、ノウフク生鮮食品に限定せず、**ノウフク加工食品も使用可能に。**

(2)ノウフク加工食品の表示のルールを簡素化

表示しなければならない事項をa)「ノウフク」という用語、b)ノウフクの説明 の2点に限定。

c)ノウフク食品を原材料に使用している旨、d)原材料の使用割合 は、食品表示基準第7条に基づき、任意で表示できる。

ノウフクJASの規格等の内容

ノウフク生鮮食品、観賞用の植物

- 農林水産物の主要な生産行程に障害者が携わっていること
- 障害者が携わった生産行程を記録し、回答できること 等

ノウフクという用語



ノウフクの説明

名 称 いちご(〇〇県産)
お問い合わせ
電 話 〇〇-〇〇-〇〇
ロット番号 〇〇〇〇〇

ノウフク加工食品

- ノウフク生鮮食品又はノウフク加工食品を少なくとも1種類以上使用すること 等

ノウフクという用語

ノウフクの説明



ノウフクJAS取得事例

株式会社ウィズファーム(長野県松川町)

2019年11月1日認証(第1号)

- 農業を通じた障がい者の工賃向上をめざして、りんごやぶどう等を生産。
- 個々の特性に応じた作業分解を通じて、生産行程のほとんどに障がい者が従事。
- ノウフクJASを取得したりんごジュースが大手リゾートホテル等で取り扱われ、品質の高さとともに、生産されている背景を含めて高い評価。



エシカル消費との関係

エシカル消費
の要素※

人・社会

地域

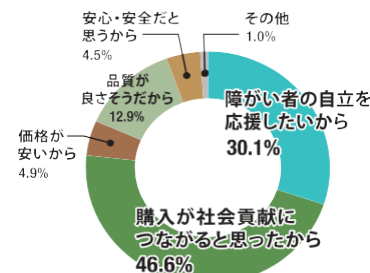
環境

農福連携の商品の特徴

障害者の自信や
生きがいの創出
地産地消への貢献
環境等に配慮した
持続可能な農業の推進

※消費者庁「エシカル消費特設サイト」を参考に作成

消費者が農福連携の商品を買いたいと考える理由



「ノウフクの日」の関連イベントについて

「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」（令和6年6月5日決定）において、11月29日を「ノウフクの日」に設定し、農福連携等の更なる展開や普及に取り組んでいくこととしている。令和7年度は、11月29日を中心とした11月1日（土）～12月31日（水）までの期間を「もっともっとノウフク2025」として、全国81カ所で農福連携に関するイベント等を集中的に行い、一元的にPRを行った。

「ノウフクの日」記念イベント2025

11月29日はノウフクの日！～聞いて、知って、食べて農福連携～

令和7年12月1日（月）@ベルサール虎ノ門

農福連携に取り組む若手農業者や、地域協議会及びユニバーサル農園の実践者などの講演とトークセッションを行ったほか、農福連携の現場で農作業を行いながら盲ろうトライアスリートとしても活躍する方の講演、農福連携製品の展示・試食を実施。



もっともっとノウフク2025 関連イベント

全国81カ所での関連イベントの実施

令和7年11月1日（土）～12月31日（水）

- 全国各地で農福連携の普及・啓発を目的としたイベント等を集中的に開催して、農林水産省HPで一元的に発信。

ノウフクフェア2025 @農林水産省

令和7年11月25日（火）～12月5日（金）

- 食堂での農福連携限定メニューの提供
- 「消費者の部屋」での展示・販売
- 生協売店・書店での販売

厚生労働省、法務省、文部科学省において同時開催！



ノウフク交流会

その他の関連イベント

令和8年1月9日（金）@首相官邸

ノウフク・アワード2025でグランプリを受賞した団体など、農福連携の先進的な事業者との交流、農福連携の商品の試食を実施。



ノウフク・アワード2025



表彰式：令和8年1月28日（水）@木材会館

全国で農福連携に取り組む団体・企業や個人を募集し、農福連携の優れた取組を表彰。国民運動としての機運を高め、農福連携の全国的な展開につなげることを目的として開催。

「ノウフクの日」について詳しくはこちらから！



農林水産省HP